平成２５年（フ）第８２号
熊本市中央区壺川１丁目11番９号　壺川ハイツアスカ309号、住民票上の住所熊本市中央区壺川１丁目11番９号　瀬口アパート９号
債務者　松野　文昭
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第９６号
熊本市北区池田３丁目57番４―204号
債務者　豊岡美作己
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１００号
熊本市東区東本町21番２―714号　東本町団地２棟
債務者　美作いづみ
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
熊本市西区八島２丁目13番31号　江藤アパート１Ｆ
債務者　髙村　勝利
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２２号
沖縄県浦添市仲西３丁目14番13―302号　フラッツ浦添
債務者　有銘　興孝
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３３号
沖縄県那覇市与儀１丁目11番21号　島アパート302
債務者　久貝　尚子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３７号
沖縄県那覇市長田２丁目23番22号　玉城分譲マンション101
債務者　安谷　　鋳
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第４１号
沖縄県糸満市字糸満2276番地　第一市営住宅Ｂ棟302号
債務者　平良　悦子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第５５号
沖縄県浦添市仲西１丁目９番１―105号　照屋アパート
債務者　大城　聖子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５号
神奈川県横須賀市森崎１丁目11番９号　加藤ビル３Ｆ
債務者　根本　了一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第８３５号
北九州市門司区大里本町２丁目１番12号
債務者　濵田　千鶴
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８６６号
北九州市門司区大字大積1129番地
債務者　川上　和夫
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第８６７号
北九州市門司区大字大積1129番地
債務者　田中千鶴子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３号
北九州市八幡東区枝光４丁目15番14―304号
債務者　西村　利幸
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４号
北九州市八幡東区枝光４丁目15番14―304号
債務者　西村久美子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６８号
福岡県中間市松ヶ岡３番14―104号
債務者　安永　亜紀
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７３９号
大阪府枚方市長尾谷町２丁目１番地の１―512
債務者　間瀬千恵子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９５号
大阪市平野区加美北３丁目８番16号
債務者　広川功一こと　孫　　鳳國
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部